

一級河川北上川水系胆江圏域

河川整備計画

平成 22 年 3 月

岩 手 県

一級河川北上川水系 胆江圏域河川整備計画（案）

目 次

1. 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1.1 胆江圏域の概要.....	1
1.1.1 自然と社会環境.....	1
1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革	3
1.2 胆江圏域内河川の概要	5
1.2.1 治水の現状と課題.....	5
1.2.2 利水の現状と課題.....	6
1.2.3 河川環境の現状と課題	8
1.3 河川整備計画の目標.....	10
1.3.1 計画対象期間	10
1.3.2 計画対象区間.....	10
1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	11
1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	11
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項	11
2. 河川の整備の実施に関する事項.....	13
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能.....	13
2.1.1 河川工事の目的	13
2.1.2 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	13
2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	16
2.2.1 河川維持の目的	16
2.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	16
2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	17
2.3.1 洪水時における対策等	17
2.3.2 水質保全における対策	17
2.3.3 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等	17

1. 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 胆江圏域の概要

1.1.1 自然と社会環境

(1) 胆江圏域とは

一級河川北上川水系胆江圏域（以下、胆江圏域と呼ぶ）は、岩手県の南西部に位置し奥州市、金ヶ崎町および平泉町の一部の地域の1市2町からなる地域である。圏域内には知事管理区間が存在する北上川の支川28河川が流れ、東西約70km、南北約45kmの広がりをもち、圏域の面積は約1,240km²となっている。

圏域の西側に位置する主な支川として、胆沢川は、奥羽山系焼石岳にその水源を発し山間部を流下し、途中、前川、防沢、尿前川を合流しながら、胆沢扇状地を東流した後に平地部で黒沢川を合流して、胆沢城趾付近で北上川に流入している。また衣川は、高檜能山にその水源を発し増沢ダムに注いだ後南東に流下し、途中、三沢川、濱河沢川、南股川、滝ノ沢川、戸河内川と合流し、中尊寺付近で北上川に流入している。

一方、圏域の東側に位置する広瀬川は、北上山系金成山にその水源を発し、西流、南流と奥州市江刺区の北部を蛇行しながら流下し、口内川と合流した後、江刺区の市街地を南流して桜木橋付近で北上川に流入している。人首川は、北上山系物見山、姥石峠付近にその水源を発し、阿茶山を迂回するように蛇行し、南に向きを変え江刺区中心部を流下した後に、水沢江刺駅付近で伊手川を合流し、小谷木橋付近で北上川に流入している。

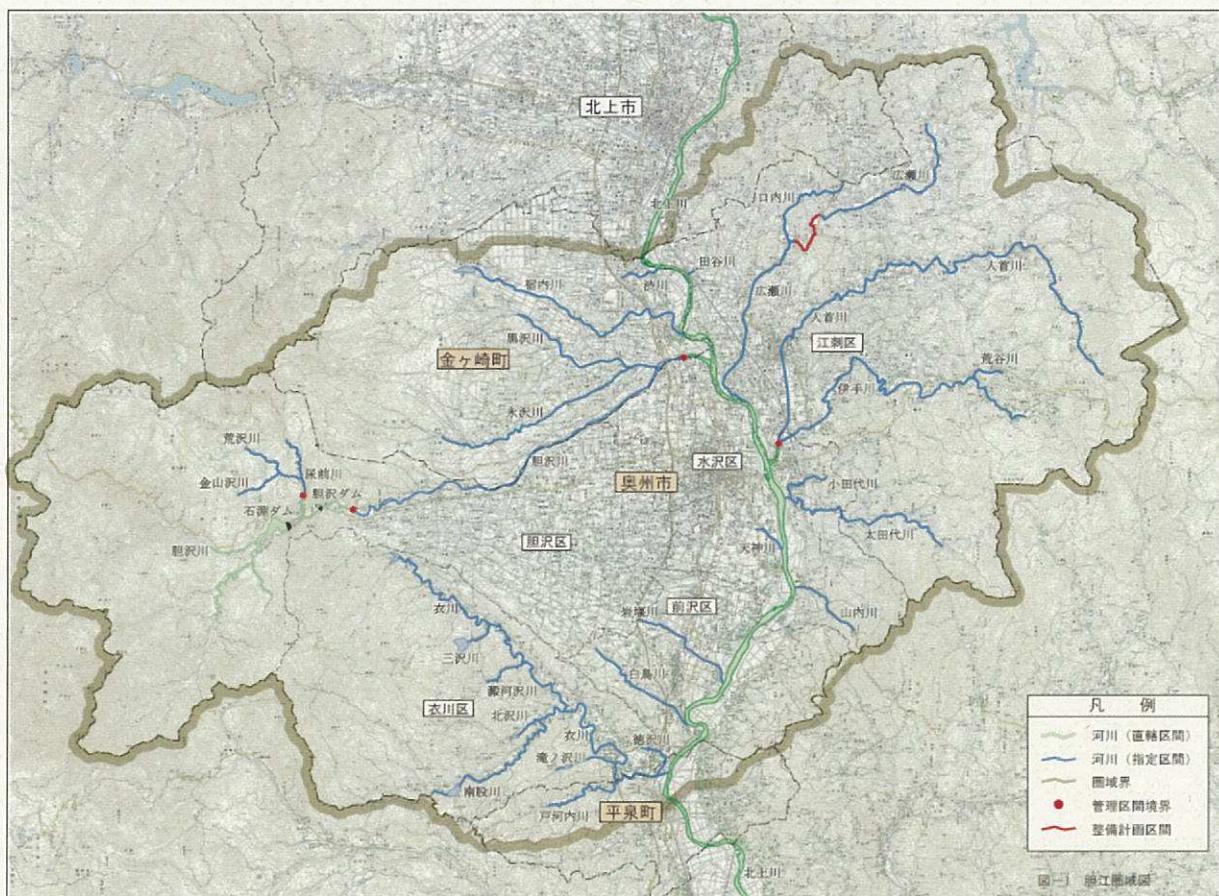


図-1.1.1 胆江圏域図

(2) 圏域の自然環境

胆江圏域の地形は大きく3つに分類でき、西方の奥羽山脈に起因する大きな起伏を伴う山地地形、東方の北上山地から連なる起伏の緩やかな山地地形及び丘陵地、圏域の中央に位置する北上川沿川の沖積平野や胆沢川周辺の広大な扇状地等からなる低地帯から構成されている。この扇状地は、胆沢川が流路を北方に遷移させながら段丘状に台地面を発達させて形成されたものであり、現在の胆沢川は最も低いところを流れている。

圏域の気候は、年間を通じて豪雨乾燥の内陸性気候を特徴とするが、南部に位置するため気候は概ね温暖で、県内の内陸地域の中では比較的暖かい地域となっている。また、地形的特徴から、夏季は日中に南西風が卓越し、冬期には北西の季節風が吹走する。

降水量は7月～9月の梅雨時期や台風時期に多く、若柳で年間1,300mm、江刺で年間1,100mm前後である。年平均気温は、若柳で10.3℃、江刺で10.6℃であるが、冬季（1月～2月）は氷点下となる。

(3) 圏域の社会環境

胆江圏域の中心となる奥州市は、平泉町とともに奥州藤原氏が本拠とした地域に位置し、岩手県南部の政治、経済、文化の拠点となって発達してきた。

圏域の交通網としては、南北方向に東北新幹線、JR東北本線、東北自動車道、国道4号が通っており、東西方向には当圏域と沿岸を結ぶ幹線である国道397号線が通っている。ただし、幹線交通は北上川沿いの平地部に集中しており、東西方向は南北方向の交通基盤に比べ幹線交通の整備密度は極めて低いものとなっている。

圏域の産業は、平成17年の国勢調査によると、第3次産業従事者の割合が52%、第2次産業従事者が29%、第1次産業従事者が19%となっており、第3次産業の従事率が高くなっている。主産業である農業は肥沃な大地に支えられ、稲作を中心に県内でも有数の生産量を誇り、前沢牛に代表される肉牛の飼育も盛んである。

本圏域の土地利用状況をみると、山林の割合が県(61%)に対し胆江圏域(19%)は約1/3と低く、水田の割合が県(7%)に対し胆江圏域(18%)が約2.6倍と高いなど、県内他地域に比べ平地部の面積が広くなっている。また、圏域の南に位置する衣川遺跡群の接待館遺跡は奥州藤原氏に関係し、柳之御所遺跡に匹敵する遺跡として注目を集めている。

胆沢川、衣川、広瀬川、人首川沿いに広がる低地部には、集落（宅地）が形成されており、この低地部を通り上記の幹線道路を結ぶように県道等の道路が整備されている。このため、河川に沿った道路が多く、河川へのアクセス性が比較的良好だが、洪水時の交通への影響についても充分な配慮が必要とされる。

1.1.2 圏域の水害と治水事業の沿革

(1) 圏域の水害

本圏域は、かつて、昭和22年カスリン台風及び昭和23年アイオン台風によって、大きな被害を受けた地域である。これら両台風における被害は、死者2名、流出家屋・浸水家屋約5,000戸、田畠の流失・冠水約16,000町歩であった。

近年における主な洪水としては、昭和59年7月洪水、昭和63年8~9月洪水、平成2年11月洪水、平成14年7月洪水等があげられ、特に昭和63年8月洪水は、浸水家屋266戸、田畠の冠水903haなど大きな被害をもたらした。また、平成14年7月には、台風6号及び梅雨前線豪雨により広瀬川流域で9.5haの田畠浸水が発生している。

表-1 胆江圏域の過去の主要洪水（県管理区間のみ）

発生年度	発生時期	生起要因	被害額（千円）			備考
			一般資産	公共土木	合計	
昭和59年	7.04~7.22	豪雨・落雷	766,000	0	766,000	
昭和60年	5.27~7.24	台風6号・豪雨	0	482,514	482,514	
昭和61年	8.02~8.10	台風10号・豪雨	32,740	119,453	152,193	
昭和62年	8.16~8.18	豪雨・落雷	39,208	204,027	243,235	
昭和63年	8.09~8.31	豪雨	648,128	94,456	742,584	
昭和63年	9.01~9.03	豪雨	0	3,786,123	3,786,123	
平成元年	8.24~8.29	台風17号・豪雨	0	317,398	317,398	
平成2年	9.11~9.20	台風18号・豪雨	10,307	265,262	275,569	
平成2年	11.03~11.06	豪雨	63,503	691,601	755,104	
平成3年	8.27~9.01	台風14号	0	395,448	395,448	
平成5年	2.02~2.09	融雪	0	311,355	311,355	
平成6年	9.27~10.01	台風26号	2,041	230,230	232,271	
平成7年	7.31~8.11	豪雨	51,430	128,544	179,974	
平成10年	8.25~8.31	豪雨	83,346	234,124	317,470	
平成14年	7.08~7.12	台風6号・前線豪雨	176,239	607,408	783,647	

出典：水害統計 S60~H18

広瀬川出水状況（H14年7月台風6号）



(2) 治水事業の歴史

胆江圏域の岩手県が管理する河川においては、昭和22年カスリン台風、昭和23年アイオニン台風およびその後の度重なる洪水を契機として、昭和20年代には胆沢川、昭和30年代には人首川、広瀬川、昭和40年代には黒沢川、宿内川、口内川、伊手川、昭和50年代には岩堰川、小田代川、平成に入って太田代川において、河道拡幅、築堤及び護岸等の河川改修事業が始められ、現在、広瀬川、口内川、衣川で河川改修を進めている。

現在までに河川改修事業(災害復旧事業を除く)が導入された河川は表-2に示すとおりである。

表-2 河川改修事業の進捗状況

区分	事業名	河川名	延長(km)	事業年度
事業完了	中小河川改修事業	岩堰川	1.55	S52～H13
	"	胆沢川	下流部	S27～S32
	"	宿内川	4.55	S50～H13
	"	人首川	5.20	S37～H13
	"	伊手川	2.50	S48～S56
	"	広瀬川	5.43	S35～S61
	小規模河川改修事業	黒沢川	3.20	S62～H13
	"	宿内川	3.71	S44～H13
	"	伊手川	4.00	H1～H15
	局部改良事業	黒沢川	1.85	S44～S63
	"	太田代川	1.20	H8～H13
	"	小田代川	1.40	S56～H13
	"	伊手川	2.10	S63～H13
事業継続	"	広瀬川	2.75	S54～H13
	"	口内川	1.13	S44～S57
	一関遊水地事業	衣川	2.00	H11～H21
事業継続	総合流域防災事業	広瀬川	4.30	H3～
	"	口内川	1.30	H3～

注：ここで言う事業とは中小、小規模、局改の各河川改修事業をさし、災害復旧事業は含まない。

1.2 胆江圏域内河川の概要

1.2.1 治水の現状と課題

(1) 治水の現状

北上川本川の治水事業については、河川法に基づき平成18年11月に「一級河川北上川水系河川整備基本方針」が国土交通省により策定され、基本高水流量（基準地点孤禪寺： $13,600\text{m}^3/\text{s}$ ）、洪水調節施設による調節（ $5,100\text{ m}^3/\text{s}$ ）、河道への配分流量（ $8,500\text{ m}^3/\text{s}$ ）を定めている。

一方、圏域内の県管理河川については、表-2に示すように昭和27年度から胆沢川、昭和37年度から人首川、昭和44年度から黒沢川、宿内川、昭和48年度から岩堰川、伊手川、昭和52年度から小田代川、平成8年度から太田代川など順次改修が進められている。胆沢川においては、石淵ダムと河川改修を組み合わせた治水対策が実施されている。また、さらに治水機能を強化するため、現在、胆沢ダムが建設中である。災害復旧についても昭和63年など、各河川で実施されている。

○ 圏域内の河川は、現在、河道拡幅、築堤及び護岸等の施工により整備を実施しており、治水安全度は着実に向上しているものの、未だ十分な整備水準に達しておらず、今後も効率的かつ効果的な治水対策を進めていく必要がある。

河川整備と並行し、洪水被害からの防災・減災対策として、洪水時の雨量・水位情報はインターネットや携帯電話などを通じて情報提供しているが、今後は水防警報・水位周知河川の指定を進め、情報提供に努めていく。

維持管理の現状としては、局所的に土砂の堆積や樹木の繁茂が見られる。

① 広瀬川

広瀬川では、平成3年度より崇匠橋そうしょうばしから中島橋なかじまばし上流の間4,300m区間にいて、計画流量 $280\sim 510\text{m}^3/\text{s}$ として総合流域防災事業（旧中小河川改修事業）を実施している。

しかし、改修途上の平成14年7月には、溢水氾濫による浸水被害を受けている。このため、未改修区間を早急に完成させ、治水安全度の向上を図る必要がある。

② 治水の課題

上記の現状を踏まえた治水の課題は次のとおりである。

- ・ 現状では各河川とも河川改修が実施され着実に治水安全度が向上しているものの、豪雨によりひとたび氾濫が発生した場合、家屋、耕地等の甚大な浸水被害が想定される。
- ・ 流下能力、河川管理施設の機能を将来にわたり維持するために、治水上支障となる堆積土砂の除去、堤防除草、河道内樹木の伐採等の維持管理を継続することが課題である。
- ・ 洪水による被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップの作成・公表の支援や、水防警報及び水位周知河川の指定、降雨や水位等の情報提供等を急ぐ必要がある。

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 利水の現状

① 河川の現状

圏域内の流量観測所は、胆沢川の石淵ダム地点（流域面積 CA=154km²）、広瀬川の茶臼堰地点（流域面積 CA=97km²）の2河川2ヶ所である。

圏域内の河川の流況は、3月上旬から4月上旬にかけては雪解け水により水量の豊富な時期となり、その後残雪の減少とともに、各地で農業用水の取水が始り、水量が徐々に減少していく。

② 水利用

河川水の利用は、石淵ダムや田瀬ダムからの取水や河川に設置された多くの施設により取水され、農業用水を中心に利用されている。農業用水取水量は許可水利権量最大約38m³/s、慣行水利権量最大約18m³/sであり、受益面積は約23,000haである。また、衣川、胆沢川では上水道の取水が行われている。胆沢川においては、石淵ダム、若柳堰堤で発電用取水（最大約16m³/s）が行われている。奥州市胆沢区、金ヶ崎町では、農業用水利用のための、半賀右溜池、茂井羅堰や寿安堰などの歴史のある施設が多く存在している。

表-3 胆江圏域の水利用状況

種類	河川数	箇所数	最大取水量 (m ³ /s)	備考
農業 (慣行水利権含む)	24	460	55.987	かんがい面積 23,451.76ha
発電	2	3	34.500	
水道	2	2	0.090	
その他	2	2	0.006	
合計	24	467	90.583	

③ 渇水

近年の水利用の増大傾向及び小雨傾向により、渇水被害がみられるようになってきた。渇水被害の多くは農業用水であるが、上水道においても深刻な影響が出るようになった。近年の渇水被害は、昭和48年、昭和53年、昭和60年、昭和62年、平成6年に発生しており、特に平成6年は水道の減断水や井戸の枯渇、水稻や野菜、果樹等に大きな被害を及ぼしている。

(2) 利水の課題

上記の現状を踏まえた利水の課題は次のとおりである。

- ・ 岩手県有数の穀倉地帯である胆沢平野は、動植物の生息や景観、かんがい用水、水道用水の確保が課題である。現在、国土交通省において建設中の胆沢ダムより渇水期においても安定した水の供給が可能となるため、胆沢ダムの早期完成が望まれる。
- ・ 胆沢川以外においては、現状の河川水を維持・管理し、渇水時には関係機関の協力を得ながら使用水の調整等の方策をとることが課題である。
- ・ 各河川における正常流量の確保については、正常流量の設定に必要な基礎データが乏しいことから、今後、必要に応じて基礎データを収集・蓄積していくことが今後の課題である。

1.2.3 河川環境の現状と課題

(1) 河川環境の現状

①景観

本圏域は、西方の奥羽山脈に起因する大きな起伏を伴う山地地形、東方の北上山地から連なる起伏の緩やかな山地地形及び丘陵地、圏域の中央に位置する北上川沿川の沖積平野や胆沢川周辺の広大な扇状地等からなる低地帯から構成されている。西方の石淵ダム上流の河川では周辺をブナ等の自然林に囲まれ、尻前渓谷や滝などが見られる豊かで多様な自然に恵まれており、胆沢扇状地や北上川沿川では水田が広がり、田園と散居が織りなすのどかな風景が広がっている。

②動植物

奥羽山脈周辺はブナの自然林が広く分布し、山麓部にスギ、アカマツ、カラマツ等の植林が分布している。北上川左岸の北上高地では、古くからの人為的影響が強く二次的に成立したコナラ林、スギ、アカマツ、カラマツ等の植林が多い里山的な植生となっている。また、北上川周辺の低地では水田や畑地などの耕作地が広く分布している。

黒沢川上流域、広瀬川及び口内川における既往調査では、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類も確認され、鳥類ではサギ類、カモ類、カワセミ類、セキレイ類等の河川や水田等の水辺を主な生息域にしている種のほかオシドリ、カワアイサ、カワセミ等の貴重種も確認されている。昆虫類では、ヒメシロチョウ、オオチャバネセセリ、ムカシトンボ、ジャコウアゲハ等の貴重種が確認されている。魚類では、黒沢川上流域で8種、広瀬川及び口内川で18種が確認されており、貴重魚類としてヤツメウナギ、コイ、ナマズが確認されている。

③河川利用

本圏域内の河川は、魚釣り、水遊び、探鳥等の場として利用され、沿川の人々に親しまれている。胆沢川は小中学生による環境学習の場にもなっているほか、花火大会やバーベキューなどのイベントや野外レクリエーションの利用が多く、黒沢川、宿内川、人首川、岩堰川、広瀬川では桜づつみや河川公園が整備されるなど人々の憩いの場となっている。

こうした中、多くの河川で清掃活動が行われるなど、住民による各種活動が活発に行われている。

④河川の水質

本圏域では、人首川、伊手川、宿内川、胆沢川、広瀬川、太田代川、白鳥川および衣川の8河川10水域で環境基準が設定されており、胆沢川上流、石淵ダムはAA類型、胆沢川下流およびその他の河川はA類型に指定されている。広瀬川は平成3~7年頃に環境基準を超えた値を示していたが、近年では圏域全体的にBOD値の値が小さくなる傾向を示し、ほとんどの河川で環境基準値を達成している。

表-4 圏域内水質観測所におけるBOD(75%値) 経年変化

		環境基準 類型	BOD (mg/l)																
			H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
北上川	金ヶ崎橋	A	1.8	1.5	1.5	1.9	-	1.2	1.3	1.1	1.4	1.4	1.5	1.4	1.3	1.1	1.2	1.1	1.3
北上川	藤橋	A	1.4	1.4	1.3	1.7	-	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	1.3	1.0	1.2	1.1	1.2
人首川	江雲橋	A	1.9	1.3	0.9	1.8	1.2	0.9	0.7	1.4	0.9	0.9	1.4	0.9	0.7	0.7	0.6	0.5	0.9
伊手川	森大橋	A	2.0	1.1	0.8	1.4	1.3	1.0	0.8	0.9	0.8	1.1	1.2	1.0	0.6	0.7	0.7	0.9	0.8
宿内川	宿内橋	A	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	1.4	2.7	1.2	1.2	1.1	1.0	0.5	0.8
胆沢川上流(前川)	前川橋	AA	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.7	0.6
胆沢川上流	下嵐江水位観測所	AA	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6	0.8	0.6
胆沢川下流	再巡橋	A	1.0	0.9	0.8	1.0	0.8	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	1.1	0.9	0.9
広瀬川	桜木橋	A	3.8	2.4	1.1	2.2	2.1	1.2	1.2	1.4	1.2	2.0	1.6	1.5	1.4	1.0	1.1	1.3	1.9
太田代川	赤羽根橋	A	1.9	2.5	1.1	0.7	0.7	1.4	0.6	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
白鳥川	白鳥橋	A	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	0.9	1.2	2.7	0.8	1.2	1.0	1.0	0.9
衣川	衣川橋	A	1.6	1.7	0.9	1.3	1.1	1.7	<0.5	0.9	<0.5	1.1	0.8	1.3	0.5	0.7	0.5	0.6	0.7
天神川	上島橋	-	-	-	4.8	7.0	5.4	11.0	3.3	2.4	2.2	3.9	8.7	2.7	2.6	2.3	2.3	1.9	2.4
黒沢川(胆沢川支流)	川原田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	0.7	1.2	1.0	1.4	1.0	0.9	0.8	0.6	
石淵ダム	L-11	AA	-	1.4	2.2	-	-	-	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.5	0.6	

河川の水質環境基準

AA類型 : BODが1mg/l以下

A類型 : BODが2mg/l以下

B類型 : BODが3mg/l以下

(2) 河川環境の課題

上記の現状を踏まえた河川環境の課題は次のとおりである。

- ・ 河川及びその周辺の自然とのふれあいのため、河川の利用状況に対応した周辺整備を地域住民や関係機関との協働等により検討していく必要がある。
- ・ 河川景観は、河川空間のみでなく、周辺の自然環境や市街地と一体となって形成されるものであるため、河川整備の在り方、周辺環境の整備や保全などについて、地域住民や関係機関との協働等により検討していく必要がある。
- ・ 水質においては、市街地の進展により水質の悪化が懸念されるため、現状の水質の維持や向上に向けて、関係機関との協力により河川愛護についての意識啓発を図っていく必要がある。

1.3 河川整備計画の目標

1.3.1 計画対象期間

本整備計画の計画対象期間は、河川整備計画策定から概ね20年間とする。

なお、本計画は現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新しい知見、技術の進歩、急激な社会情勢の変化などにより計画の見直しの必要が生じた場合には適宜見直しを行うものとする。

1.3.2 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、北上川水系胆江圏域の岩手県知事管理区間とする。

表-6 胆江圏域の県管理区間

No	河川名	支川	左右	対象区間	流域面積(km ²)	指定区間流路延長(km)
1	衣川	1次	北上川右支川	北上川合流点～指定区間上流端	185.5	27.000
2	徳沢川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	10.2	3.200
3	戸河内川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	15.8	4.000
4	滝の沢川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	4.6	3.200
5	南股川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	67.1	11.000
6	北沢川	3次		南股川合流点～指定区間上流端	16.9	3.200
7	濱河沢川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	7.2	2.400
8	三沢川	2次		衣川合流点～指定区間上流端	6.6	2.500
9	白鳥川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	17.8	6.700
10	岩堰川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	50.1	5.000
11	天神川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	19.7	1.000
12	胆沢川	1次		直轄上流端～指定区間上流端	318.7	20.928
13	黒沢川	2次		胆沢川合流点～指定区間上流端	97.7	8.800
14	永沢川	3次		黒沢川合流点～指定区間上流端	43.8	11.750
15	尿前川	2次		直轄上流端～指定区間上流端	31.1	2.800
16	荒沢川	3次		尿前川合流点～指定区間上流端	8.7	3.600
17	金山沢川	4次		荒沢川合流点～指定区間上流端	3.1	1.200
18	宿内川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	28.0	13.746
19	渋川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	13.3	1.800
20	山内川	1次	北上川左支川	北上川合流点～指定区間上流端	18.6	2.600
21	太田代川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	59.1	8.000
22	小田代川	2次		太田代川合流点～指定区間上流端	16.1	2.900
23	人首川	1次		直轄上流端～指定区間上流端	104.7	30.555
24	伊手川	2次		人首川合流点～指定区間上流端	95.2	20.500
25	荒谷川	3次		伊手川合流点～指定区間上流端	14.2	2.600
26	広瀬川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	119.2	19.525
27	口内川	2次		広瀬川合流点～指定区間上流端	40.1	10.400
28	田谷川	1次		北上川合流点～指定区間上流端	14.6	0.450
計					1,044.5	231.354

※ 流域面積は県管理区間下流端での値である。上位支川流域面積は下位支川流域面積を含む。ただし、人首川は伊手川の流域面積を含まない。

※ 出典：平成7年度基準河川現況調査

1.3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本圏域は過去に多くの水害に見舞われており、各河川においては、築堤、河道拡幅及び掘削による河川工事を主とした治水対策が行われてきた。

広瀬川の沿川地域は、過去にたびたび浸水被害を受けてきた。水害統計における昭和40年から平成18年までのデータによれば、過去42年間に30回の洪水被害が発生しており、約1.4年に1度の割合で洪水被害が発生しており、近年では平成14年7月の台風6号及び梅雨前線豪雨により9.5haの田畠が浸水する被害が発生している。

このような状況から、広瀬川は沿川の資産状況及び上下流の整備状況などを勘案して、既往最大となる昭和23年9月のアイオン台風と同等規模の降雨により発生する洪水を安全に流下させることを目標とする。

また、洪水による被害の最小化を図るため、圏域内の河川については、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定、降雨や水位等の情報提供、市町村が作成する洪水ハザードマップの作成・公表支援などのソフト対策に取り組む。

1.3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

本圏域の河川水は、石淵ダムや田瀬ダムからの取水や河川に設置された多くの施設から取水され、ほとんどが胆沢平野をはじめとした沿川水田のかんがい用水源として利用されているほか、衣川、胆沢川、尿前川、人首川で上水道や工業用水、発電用水の水源として広く利用されている。

また、各河川は多様な生態系が形成する豊かな自然環境を育む源にもなっている。

このような河川の恩恵を引き継ぎ享受していくためには、渇水被害を緩和し安定的な水運用を図り、渇水による被害を最小限に抑える必要がある。そのために、渇水時には関係機関に対し渇水調整に必要な雨量や河川水位の情報提供とともに、関係機関と連携を図りながら利用者相互間の調整を進めていく。

なお、各河川の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後必要に応じて基礎データの収集・蓄積を検討するものとする。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境

圏域河川の沿川は、牧草地や水田地帯が広がり、ブナ林、サシバ、カワセミ、スナヤツメ、ヒメシロチョウ等の貴重な動植物が生息・生育している豊かな自然が残された地域であることから、自然景観の保全や現況の動植物の生息・生育環境が持続できるような自然環境の保全に努める。

広瀬川上流部は田園地帯が広がり、沿川にはオニグルミやケヤキ等の河畔林が点在するほか、河川敷にはツルヨシ群落が発達するなど河岸植生が豊富であり、比較的自然が残された地域である。河床は、砂、礫、大石、岩盤と多様であり、平瀬、早瀬が形成し、ウグイ、スナヤツメ、ギバチなど多くの魚類が生息している。また、昆虫類では、ヒメシロチョウ、オオチャバネセセリ等の貴重種が確認されている。

このようなことから、周辺の田園風景との調和に配慮するとともに、多様な生態系が形成されている自然環境に配慮した河川整備を行う。

(2) 河川利用

河川の利用にあたっては、河川公園などの既存施設の継続的な活用のほか、安心して利用できる安全な水辺環境の整備、安全対策を目標とする。河川空間は豊かな自然に触れることができる場として期待されることから、自然観察、学校教育における環境学習等において水辺を利用して安全に学ぶことができる水辺空間の整備を進め、人と自然が共生できる川づくりに努める。

また、川づくりにあたっては、地域住民との協働により進めることとし、河川に関する情報の提供に積極的に努め、地域住民の河川愛護思想の定着と啓発を推進する。

(3) 水環境

胆江圏域における河川の水質の状況は、8河川10水域で環境基準が設定されており、胆沢川上流がAA類型、その他の河川がA類型指定となっている。平成19年度のBOD(75%値)の調査結果では、全ての地点で環境基準を満足しており、良好な状況となっている。

市街地の進展により水質の悪化が懸念されるが、現状の水質の維持や向上に向けて、官民一体となり河川愛護の意識を高揚し水質の維持に努め、今後も良好な水質を維持できるよう努める。

2. 河川の整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能

2.1.1 河川工事の目的

胆江圏域の河川工事は、河道の整備により目標とする流量を安全に流下させることを目的とする。

2.1.2 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

胆江圏域において河川工事を実施する河川は、治水、利水、河川環境面を総合的に考慮して広瀬川とする。

広瀬川は、未だ十分な治水安全度が確保されていないことから、洪水被害の発生を防止・軽減することが課題になっている。今後は、河川の流下能力が不足している区間の治水安全度の向上を図り、家屋等の浸水を防御するための河川改修を進める。

この広瀬川について、治水、利水、河川環境面から抜本的な対策を必要とする区間を河川整備対象区間として位置づけた。

他の区間及び他の河川では、治水、利水、河川環境面から必要に応じて局所的な対策などを講ずるとともに、維持管理を継続して実施していくものとする。

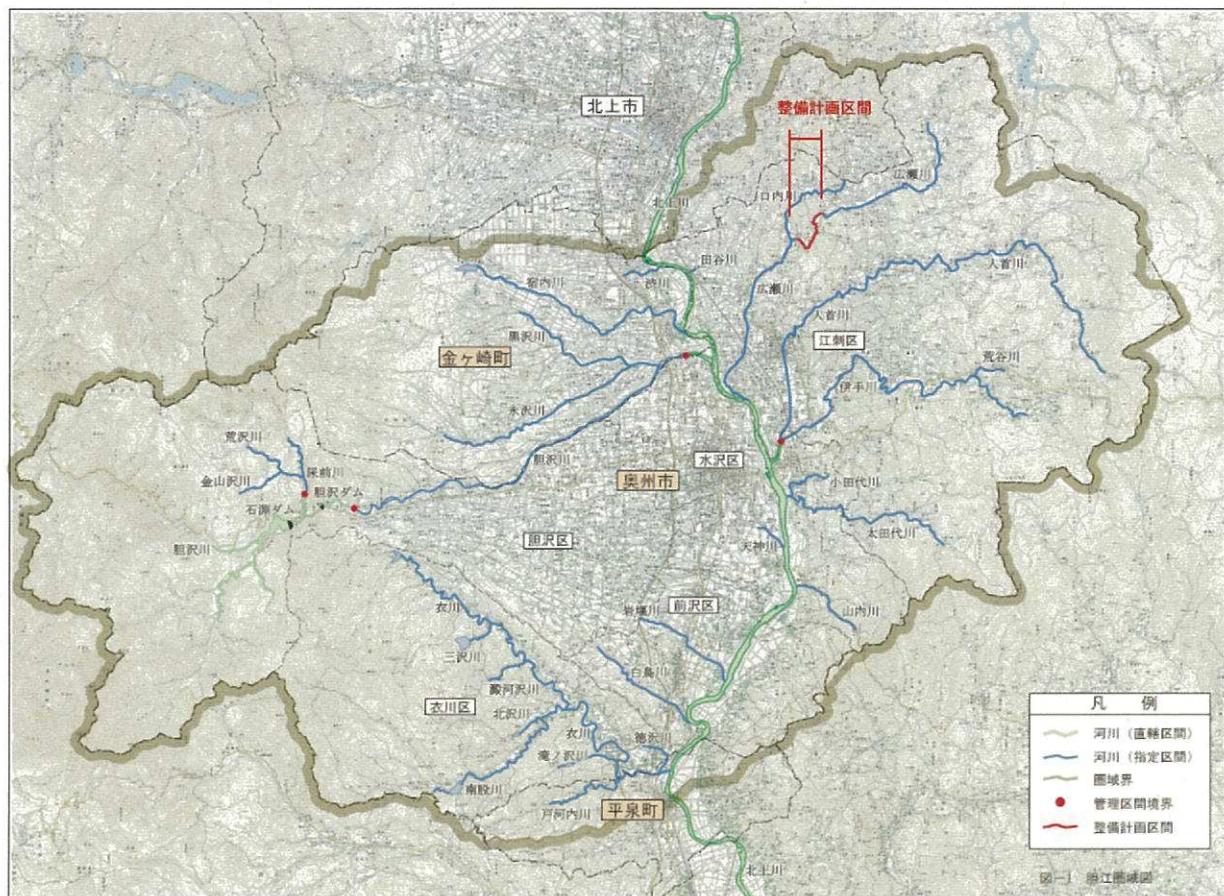
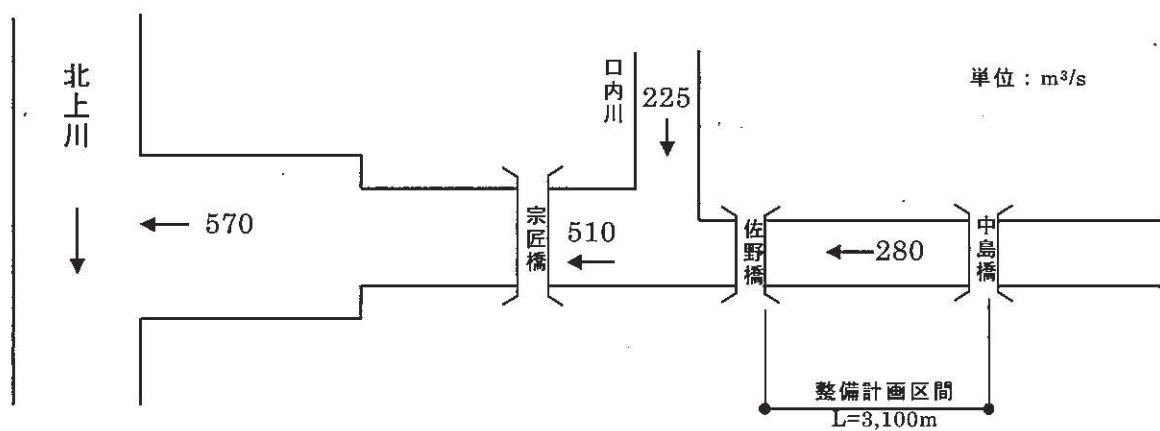


図-2.1.2 胆江圏域図

(1) 広瀬川

①工事の内容

広瀬川中流部の佐野橋から中島橋上流地点までの整備計画区間（3,100m）は未改修となっており、平成14年7月には、台風6号及び梅雨前線豪雨により9.5haの田畠が浸水したことから、沿川の資産状況及び上下流の整備状況などを勘査して、既往最大となる昭和23年9月のアイオン台風と同等規模の降雨により発生する河川流量に対して、河道掘削、築堤、護岸工等を行い、洪水被害を防止するものとし広瀬川の整備計画の目標とすることとした。

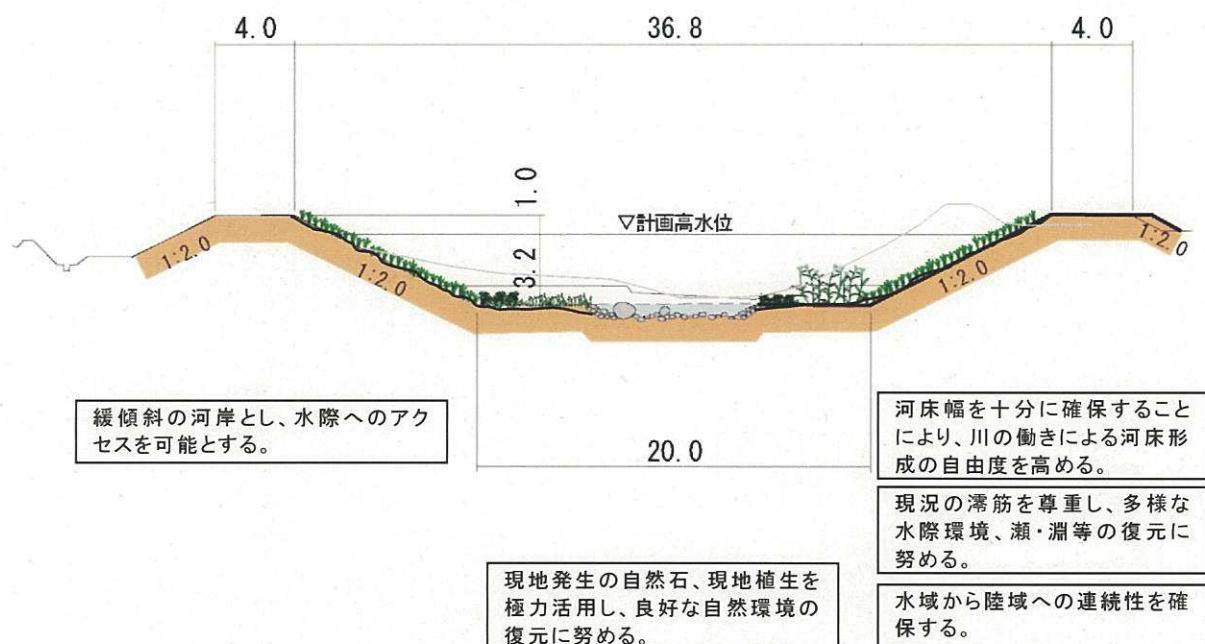


②配慮事項

- 生物の生息・生育環境に配慮するとともに、自然環境の保全・復元や地域住民が水辺に親しめるような河川整備を基本とする。また、地域住民に十分な説明を行うとともに、地域の意見を反映するなど、地域との協働により川づくりを進めていく。
- 沿川は田園風景が広がり、比較的豊かな自然が残され、多様な生態系が形成されている地域であることから、これらの自然環境に配慮しつつ、周辺の多様な地形や田園風景等の景観と調和した河川整備を行う。
- 河川工事を実施する際には、河川及び沿川に生息する生物への影響を十分考慮して施工時期を限定するとともに、施工時の濁水発生防止に努める。また、必要に応じて工事中、工事実施後に環境調査のモニタリングを実施し、河川環境の変化について把握し、改善すべき点の把握や今後の川づくりのための基礎データとして今後の事業に活用する。

整備計画区間の代表地点における河川の横断形は次の図のとおりである。

広瀬川（口内川合流点上流）



2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川維持の目的

地域住民に対して安全でかつ安心感を与えると共に、潤いや安らぎを感じ続けることができるよう、河川の治水安全度の確保や良好な河川環境の維持管理を実施していく。

2.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河道の流下能力維持

出水後の土砂堆積状況や、倒木・ゴミの状況などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合には対策を講ずる。

また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木群等については必要に応じて伐採方法について検討し、良好な河川環境の保全と整備を図ることができるような維持管理を推進していく。

(2) 護岸・堤防等構造物の維持

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕工事を行う。洪水により機能が損なわれる恐れがある場合は、機能維持を図るため、また、機能が損なわれた場合には、速やかに機能回復を図るため、必要な対策を講じるよう努める。堤防については、河川巡視に支障を来たさないよう、必要に応じて除草を実施する。

橋梁、堰、樋管等の許可工作物について河川管理施設同様の維持管理水準を確保できるように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導していく。

(3) 水位・雨量の観測、水位の周知及び水質の監視

圏域内の河川水位や雨量の観測を継続的に実施していく。

また、洪水時等には、迅速かつ的確に河川情報等を収集し一般住民の避難、防災活動のための情報として県を通じ関係市町に周知し、情報機関・インターネット・携帯電話等を通じて一般住民へ情報提供に努める。また、圏域内河川については、水位周知河川として順次指定していき、浸水被害が始まるおそれのある水位情報について関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに、報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努めることとする。

水質調査についても継続的に実施し、関係機関と連携して、圏域内河川の水質の維持に努めていく。

(4) 良好な河川環境の維持

河川や水辺環境の現状やその変遷を把握するために、必要に応じて環境調査を実施し、その調査結果をもとに良好な河川環境を維持するために必要な対策を実施していく。

また、アユやサケをはじめとする魚類の生息・遡上環境の向上を図るために、取水堰などに設置された魚道機能の維持に努めていく。

(5) 親水性の維持

河川空間は地域住民の憩いの場、やすらぎの場、遊びの場として有効に利用されている。そのような親水空間や親水設備の機能や、そこに広がる河川環境が将来にわたって維持されるよう、関係機関や地域住民と連携しながら維持管理に努めていく。

また、子供たちや高齢者の方々にも安心して川とふれあえるようなユニバーサルデザインに配慮した空間整備も、関係機関や地域住民と連携しながら推進していく。

2.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

2.3.1 洪水時における対策等

洪水時における被害の最小化を図るため、以下のソフト対策に取り組む。

- ・ 水防警報河川及び水位情報周知河川の指定、雨量や水位等の情報提供を行う。
- ・ 出水時は水防活動や避難路の確保に資するための地域に密着した情報の提供を行い支援する。
- ・ 地元自治体が主体となって作成・公表する洪水ハザードマップ（避難地及び避難経路等を明示した図面）作成を支援する。

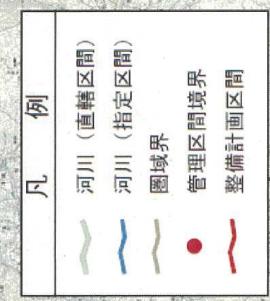
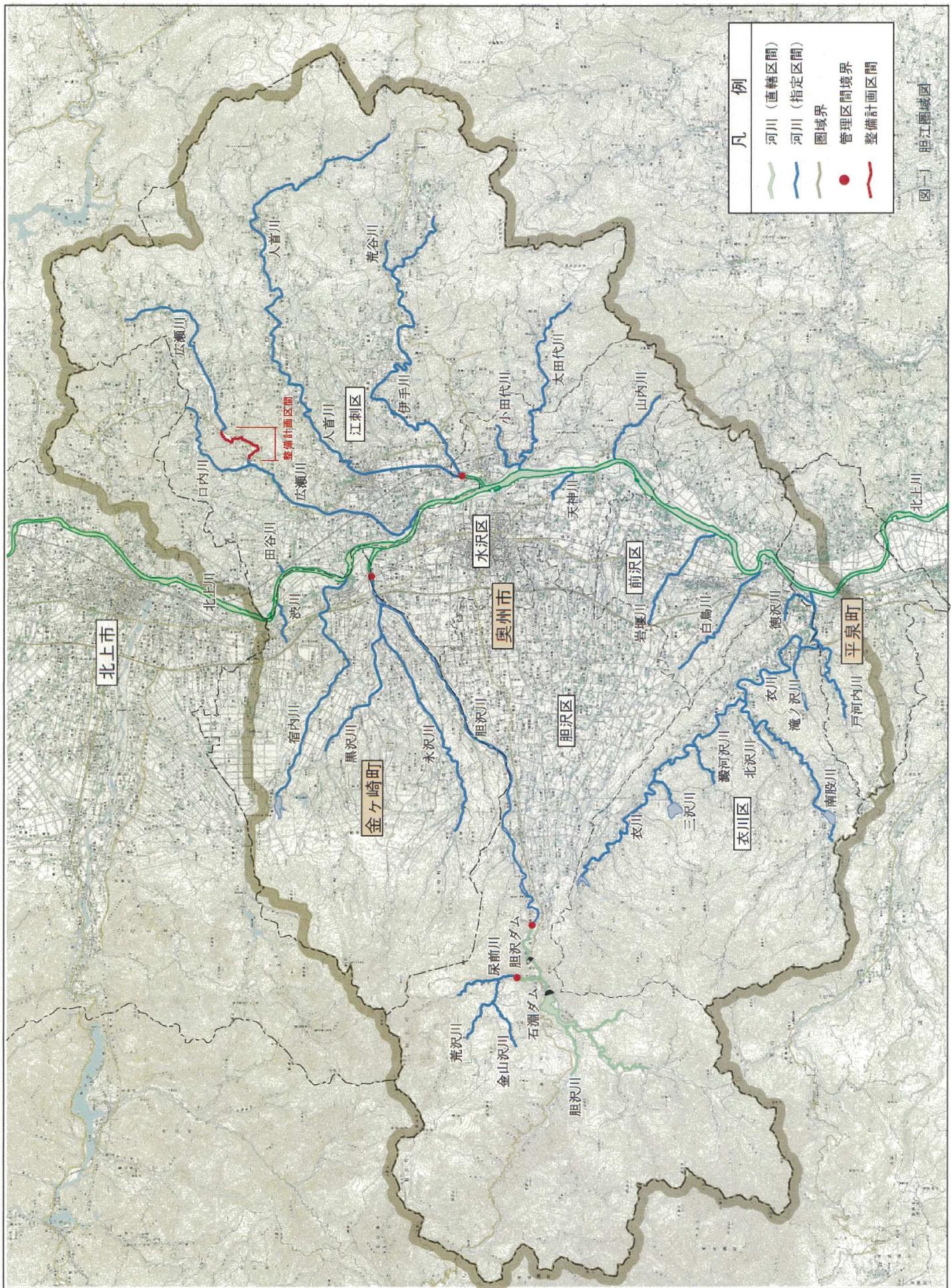
2.3.2 水質保全における対策

水質、水量の保全に関する地域住民の意識向上のため、必要に応じて広報、啓発活動を行う。また、油流出事故等に迅速に対応するため情報連絡協議会等を開催し関係機関と情報を共有化する。

2.3.3 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

本圏域の豊かな自然及び歴史と文化あふれる良好な地域環境を次の世代に引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

このため、河川環境等に関する情報の提供に努め、地域住民への河川愛護思想の定着を図るため、広報・啓発活動を推進するとともに、住民参画による川づくり及び河川環境の継続的な維持に取り組む。



図一 胆沢川流域